

那覇地方裁判所委員会（第18回）議事概要

1 開催日時

平成24年6月4日（月）午後2時から午後4時まで

2 場所

那覇地方裁判所大会議室

3 出席者（委員は五十音順）

（委員）上原正一，上間正敦，大城真也，酒井良介，佐久川 馨，鈴木秀行，
高野 裕（委員長），高良鉄美，浜口茂樹，廣田麗理（平光委員代理），
松永勝利，本竹秀光

（参列者）事務局長，事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官

（庶務）総務課長

4 議事

(1) 委員長挨拶

(2) 新任委員の挨拶

(3) 意見交換（テーマ：裁判員制度の現状と課題）

○：意見交換に先立ち，当庁刑事部裁判官（委員）から裁判員制度の現状と課題
についての報告及び3月29日に開催しました裁判員経験者の意見交換会に
ついての説明をお願いします。

○：裁判員制度は国民の声を刑事裁判に活かすということで始まった制度です。
施行前はどのようになるのかと心配されていた点もありましたが，国民の皆様，
県民の皆様のご協力により，ほぼ順調に運営されていると認識しています。た
だ，すべてが順調というわけではなく，この3年の時点で考えておかないとい
けない問題点もいくつかありますので，裁判員裁判の現状と課題としてご報告
いたしまして，その後に裁判員経験者の意見交換会についてご紹介いたします。

1 裁判員裁判の現状について

(1) 新受件数

全国的に減少傾向にあります。那覇地裁においては、平成21年及び平成22年は事件数は多く繁忙であり、平成22年4月以降は月2件のペースで裁判員裁判を行っていましたが、平成23年以降は減少傾向にあり、最近は月1件のペースで実施しているところです。

(2) 新受事件罪名

起訴されている事件の特徴としては、全国的には強盗致傷事件が全体の約4分の1あり、次に殺人事件が2割、放火事件が1割、覚せい剤、傷害致死となっています。那覇地裁では全体の約3割が殺人又は殺人未遂事件で、次に傷害致死、強姦致傷、強盗致傷、現住建造物等放火となっています。飲酒の上でのトラブルによる殺人未遂、飲酒の上で自暴自棄になって火をつけるという放火、放火未遂が目立っているように感じます。

(3) 既済人員

検察官や弁護人の協力により、那覇地裁の既済率（平成21年5月から平成24年3月までに起訴された被告人数のうち、判決、決定等で終局した被告人数の割合）は約90%で、全国的に見ても順調に処理できていると思っています。

※ 事後の説明について理解を深めるため、裁判員裁判の手続の流れ（裁判員選任手続～判決まで）について説明

(4) 裁判員等の選定・選任

選任手続期日当日に出席する人数があまり多くない「出席率（選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消

しがされなかった人)のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合)の低さ」という問題がある関係で、全国に比べ候補者を多く選定しています。全国では70～80名を選定しますが、那覇地裁では100～120名を選定しています。出席される方が少ないため、選定者を多くしなければならないといった具合に、出席率が低いというのが選定・選任における那覇地裁での特徴となっています。

裁判員等選任手続期日当日には30人弱程度の候補者の方に来ていただくことを目標にしています。全国的にも同じだと思いますが、あまり多くの方に来ていただき過ぎると、選ばれなかった方からのご不満が出ることも考えられます。また、検察官と弁護人は、補充裁判員を2名とする場合、それぞれ候補者から5名を選任の対象から外すことができます(理由無き不選任)ので、最低でも18名の方に集まっていたかかないと成立しないということになります。多すぎてもよくないし、少なすぎても成立しませんので、裁判員候補者30名弱程度に来ていただくようにしています。

(5) 裁判員等の職務従事日数

最近では他庁で100日間かかった裁判員裁判もありましたが、全国的に審理の長期化ということも問題となっているところです。なお、那覇地裁における裁判員の職務従事日数は平均3.8日となっています。検察官、弁護人の協力もあって、公判前整理手続での証拠、主張の絞り込みがうまくできているということだと思っています。

(6) 公判前整理手続期間、審理期間

那覇地裁における公判前整理手続に要した期間は平均4.2月で、起訴されてから判決までの審理期間は平均6.4月となっています。公判前整理手続が終了してから選任されるまでの2か月はどうしてもかかってしまう期間なので、それ以外の期間をいかに縮めるかがポイントとなります。身柄を拘束されながら裁判を待っている被告人にとって審理期間が短ければそれ

だけ身柄拘束期間が短くて済むということになります。実刑判決の場合は、身柄拘束期間が長くなった場合でも未決勾留の期間を実刑判決（懲役刑）に算入するということが対応できますが、執行猶予も想定できる被告人の場合は、身柄の拘束が長く続いている状態はそれだけでもよくないということになります。また、否認事件などでは、事件発生から期間が経てば経つほど、証人の記憶が落ちてくるということがあるので、適正な裁判という観点からも審理期間の長期化はよくないということになります。裁判官裁判の方が審理期間が短かったということが実態としてありますが、裁判員裁判においても審理期間を短くするよう努力が必要であり工夫を重ねているところです。

(7) 量刑

量刑傾向が最高裁からも発表されましたが、裁判官裁判の頃と裁判員裁判では刑にどのような違いがでているかという比較については、新聞、マスコミ報道にもありましたように、性犯罪事件における懲役刑では、裁判官裁判の時には3年から5年程度であったのに対し、裁判員裁判では5年から7年程度の判決が多いようで、比較すると2年程度重くなっているようです。また、放火や殺人未遂、強盗致傷などの事件では執行猶予が付くケースが増えています。しかも、執行猶予に保護観察を付するケースが増えています。裁判員は、社会に戻ってくる被告人の更生に対して有利に、真剣に考えているということが伺え、保護観察という制度を効果的に使おうという意思の表れだと思われ、裁判員裁判の特徴といえると思います。

控訴審の破棄率が低下しているようですが、高裁が市民が参加した一審の裁判員裁判の結果を尊重しているということだと思います。

2 裁判員裁判の課題

裁判員裁判の課題としては、まず、公判前整理手続及び審理期間が長期化しているということがあります。当庁でも長期化した事件がありました。2点目は、裁判員裁判では裁判員が法廷で見て聞いて事件の内容が分かり、心証形成

ができ、そして自分で責任のある判断ができるという状況になっていただくような審理が不可欠ですが、その分かりやすさの程度が下がっているのではないかとということです。その原因は書面への依存傾向にあるのではないかと推測がされています。この2点は全国的な傾向であり、当庁における問題でもあります。全国に比べるとそれほど悪い状況ではありません。那覇地裁における問題として一番大きいのが裁判員候補者の出席率の低さです。その向上をどう図っていくかが大きな課題です。

(1) 公判前整理手続及び審理の長期化

当庁で長期化した事件は、次のとおりです。

- ア 連続放火事件で、起訴から第1回公判まで約1年3月（公判前整理手続は1年2月）かかりました。審理4日、評議・判決に4日を要しました。
- イ 強盗致傷事件では、起訴から第1回公判まで約1年6月（公判前整理手続は1年5月）かかりました。審理期間は12日間、評議・判決に5日の17日間4週間に要した事件で、当庁では一番長くかかった事件です。
- ウ 殺人事件（外国人事件）では、起訴から第1回公判まで約1年1月（公判前整理手続は1年）を要し、審理8日、評議・判決に4日の12日間、3週間に要しました。

(2) 法廷で見て聞いて分かる審理（分かりやすい審理）

審理内容の理解しやすさ、裁判官、検察官、弁護人の法廷での説明の分かりやすさについて裁判員裁判の終了後に裁判員の方にアンケートを行っていますが、全体として分かりやすさが落ちてきているといったアンケート結果がでています。裁判員が審理がよく分からないまま有罪にしたり、分からないまま刑を決めることになるので、そのことは問題視されています。

那覇地裁では、昨年の秋頃から、なるべく供述調書ではなく人証調べでということ検察官に協力を求めており、検察庁も問題性を認識していただいて、できる限り人証調べということ協力を得ています。また、何が問題なのかを

とらえたシンプルな判決書を書くように工夫していますので、それによって、主張や証拠調べ、審理もシンプルになっています。

(3) 裁判員候補者の出席率の向上について

那覇地裁は平成22年9月末の調査で出席率の低さが全国1位でした。次のようなことが原因ではないかと思われます。

ア 地理的問題、交通インフラの弱さによる困難性

遠距離の離島が多くあり、現実的に出頭を求めるのが困難な状況があると思います。沖縄本島でも、公共交通機関が乏しいということで、本島北部の方から来るのはかなり難しい状況があると思います。また、離島から来る場合、航空券の購入、ホテルの予約等もしなくてはならず、まずは自費での出費が必要となり、時間も手間もかかるという問題があります。これが一番大きな理由だと思ひます。

イ 経済的事情

全国と比較して沖縄は県民所得が低いと言ひわれています。また、出産や育児を理由とする辞退の申し出が多いように思ひられます。仕事を休んで参加するとなると仕事を失いかねないという難しさ、子供の養育に手がかかって裁判員裁判に参加する経済的、精神的、身体的な余裕がないということもあるのでないかと思ひます。この2つの事情もあり、出席者が少なくなつてしまひ、候補者を多く選定しなければならないということになっています。

ウ 裁判員制度に対する関心や理解の度合い

裁判員制度に対する関心や理解が低いのではということが原因として考へられますが、経験された方の話を聞きますと関心が低いとは思ひません。最高裁の意識調査では99%の人が裁判員制度を知つているという結果が出ており、制度の一般広報は十分に達しているといひえます。ただ、裁判や司法への関心が増えたという人の率は減つていて、関心の度合いが落ちています。また、裁判員をやつてみたいという人の率も下がつていて、沖縄県民の関心

の度合いではなく、全国的にも若干不安な要素が出ています。

これに対して効果的なのは経験者の感想を利用することだと思います。裁判員等経験者に対するアンケートの結果では、選任される前は5割以上の人がやりたくないと答えています。参加した後のアンケートでは、ほとんどの人が「非常によい経験だった」又は「よい経験だった」と回答しており、この制度について肯定的に受け止めています。いい経験だったという声、感想をどうにか広報に使えないかということを考えるべきところですが、沖縄県においては「ロコミ」というのが有効ではないかと思っています。

エ 事前質問票の返送率の低さ

選任手続期日のお知らせ（呼出状）と一緒に事前質問票を送付して辞退の希望等を確認していますが、質問票の返送率が全国に比べて低く、これが出席率の低さの原因の一つと考えられ、事前質問票の返送率をどうにか解消できないかが課題でした。これに対しては、未回答者へ提出をお願いする書面を送付して連絡をとったり、呼出状に添付する書面を減らしてわかりやすくしたり、事前質問票を簡素化する等した結果、返送率が改善されました。

3 裁判員経験者の意見交換会

3月29日に8名の裁判員経験者の方に出席していただいて第2回目の裁判員経験者の意見交換会を開催しました。審理の分かりやすさが低下しているのではないかという状況を踏まえ、人証調べと書証調べの分かりやすさ等について感想や意見を披露していただきました。

○：裁判員経験者の意見交換会では、裁判員経験者の方いずれも審理に積極的に取り組んでいこうという姿勢が強いと感じました。また、参加してよかったと実感として感じる事ができたということで、裁判員制度が施行されてよい方向に向かっているという感想を持っています。

【意見交換】

●：制度の見直しや改善は予定されているのでしょうか。例えば守秘義務が重す

ぎるのであれば軽くするというようなこともあるのでしょうか、それとも立法に任されているのでしょうか。

○：守秘義務のことは話題にはなっていますが、実際に我々が裁判員候補者の方と接した中では、民間企業でも守秘義務があるのは当然であり、仕事をやる上で守秘義務があるのは当たり前で、裁判員の守秘義務があることもそんなに負担になりませんとおっしゃる方も多いところですが。逆に守秘義務に自分たちは守られているという意識の方があられるようです。ただ、裁判員裁判の守秘義務はかなり重い義務で、家族にも話してはいけない部分もあって、守るべき範囲をもう少しきちっと説明してもらえればという意見はあります。私たちももう少し明確に説明しなくてはいけないと思っています。全国的に見ても守秘義務の規定を変えるというところまではいっていないのではないかと思います。

○：守秘義務は終わった後も続きますが、期間や範囲が不明確に思います。守秘義務一般のイメージがみなさん違うので、それが不安要素になっているように思います。線引きが本人の心の中で分かりにくいということがあられるのかなと思います。

●：医師の場合は医師法によって罰則が定められていますが、裁判員の場合は罰則はありますか。漏らした場合や訴えられたりした場合はどうなるのですか。

○：罰則はあります。ただし適用されたという話は聞いたことはありません。

○：いまのところは、裁判所の側から改正しなければいけないとの意見はでていません。

●：裁判員候補者の選定や裁判員の選任のことについてですが、開業医の場合1週間や2週間も診療所を空けることは厳しいと思いますが、公務員の医師の場合でも同じですが、例えば夜中に緊急手術を行うこともあるので、そのような理由で免除されるのでしょうか。実際、この3年間、医師が選任された事例はありますか。

○：裁判員に選任された人や候補者の属性は公表できませんが、医師が3、50

0人の中から裁判員候補者に選定されたことがないわけではないです。今述べられたような理由があれば、一般的には辞退承認されます。なお、医師ではありませんが医療従事者の方で、かなり上のポストの方が実際に参加された方はいました。

- ：医者に限らず、60代を過ぎたリタイヤした方には経験的によいと個人的には思いますが、現実問題として、仕事をバリバリやっている人にはかなり厳しいのではないかと思います。
- ：大事な仕事を押してでも参加しなくてはならないという制度ではありませんので、こういう事情で辞退させていただきたいという回答がきた場合には、大体承認しているところです。
- ：選任手続について、当初はかなり厳しく、強制が強いのかなと思っていましたが、今の説明を聞いていますと、かなり緩やかに運用されていることが伺えました。ストレスがあるのではないかと感じていましたが、選任の段階でかなり辞退も緩やかだし、意見交換会の議事録を見ても、そんなに大変だったというようには見えないので、制度としてはうまくいっているように思います。
- ：会社の経営者の方の理解もあり、裁判員になって職場を空ける場合に、研修でしばらく職場を空けるという説明をされ、他の社員から質問を浴びないように対応されているという話も聞いています。
- ：制度当初は、どれだけの方が来てくれるのだろうかという不安も若干あって出席について厳しめにアナウンスしていたところもあったかと思いますが、実際に制度が始まって、厳しくするのはどうだろうかということで、実情を踏まえて辞退承認をすることによって、やる気のある人が来てくださっているということで、裁判長として裁判自体も非常にやりやすい、いい議論ができるようになっていきます。嫌な人が無理に参加させられるという形になっていないところがよいところだと思います。
- ：裁判員に選任されることによるリスクについてはどうなのでしょう。例えば

ば職場を解雇されたり、被告側から逆恨みによる被害を受けたり、審理の過程で残虐な場面を見ての精神的な負担等が心配されますが、そのような事例や対策についてはどうでしょうか。

○：そのような事象があったという話は耳に入っていない。むしろ会社に説明せずに選任手続に来られた方もいまして、その場で会社に電話したら「大事だから是非出席しろ」と言われたという話を聞きました。企業でも理解が進んでいると感じます。法廷で死体や血の写真を見たりすることによる精神的なトラウマ的なものに対する対応としては、その様な場面を表示する前に、事前に「そのような画面を出しますので、心の用意をしてください」とアナウンスをしたり、赤い血が写っている写真を証拠として出す必要はないので、白黒の写真に直したりとか、そのような形で裁判員の心理的な負担、精神的な負担に配慮するような審理を行っています。今の時点では精神的な問題が出てきているというようなことは聞いていません。最高裁でもメンタル面の対応ということで専門の相談員が24時間電話応対できる用意ができています。なお、まだ当庁では事例はありませんが、死刑求刑が予想されるような事件が起訴された場合には、もっと具体的にケアを考えないといけないと思っています。医療関係者に控えておいてもらう等の工夫も必要ではないかと思っています。

●：「審理のわかりやすさ」についてですが、那覇地裁でも改善するよう工夫をされているというお話でしたが、全国と比べて特別に那覇地裁が取り組まれていることについて、具体的にどのようなことがありますか。

○：わかりやすさの観点でいうと、書面による証拠の朗読という証拠調べよりも、証人に法廷に来てもらって実際に話してもらう。やはり、書面の読み上げだと理解できずに通過してしまうことも考えられますが、証人の調べだと質問・応答の形になるので、わかりやすいし、私たちも、疑問を持ったときには、その証人に直接疑問点を尋ねることができるので、書証よ

りは人証（証人）の方がわかりやすいので、なるべく人証にしようとしています。最近の事件で傷害致死の事件があり、死体を解剖された琉球大学の教授に来ていただきましたが、やはり専門家の話はわかりやすかったと思います。鑑定書の朗読よりもわかりやすいと私たちも思いましたし、裁判員の皆さんも本当にそう述べていました。

- ：新聞報道で「審理内容がわかりにくい」と掲載されていましたが、難しいというイメージが強いので、この辺りの裁判員の声を広報に置き換えて「そんなに負担はないですよ」というように広報する方法もあるのではないのでしょうか。
- ：裁判員経験者の声をそのような形でアナウンスできれば、多少ハードルが下がると思います。
- ：県内の高等学校では次年度から現代社会・政治経済の科目の中で裁判員制度の授業を行うことになっています。東京などでは出張授業ということが行われているようですが、本県でも裁判所側から学校に来ていただいて裁判員裁判等の講義をするような仕組みがあるのでしょうか。
- ：現在、出張講義は実施しておりません。裁判所見学に来られる方に裁判について説明したり、あるいは実際の裁判を傍聴して若干時間があれば裁判官と質疑応答を行っています。裁判員制度を導入する前は、一般市民や企業等を対象にして裁判員制度の説明の出張講義を頻繁に行っていましたが、裁判員制度実施後は行っていません。次代の人たちが裁判員になっていくという意識を持ってもらうためにも、そういう機会を設定しないといけないのかなと思っています。裁判所としても手数が足りないところもありますが、意識して考えてみたいと思っています。
- ：裁判員制度は個人が参加するということではありますが、会社等の組織や機関へのアプローチも必要ではないのでしょうか。
- ：裁判員制度の導入時には企業を回ったりして、有給休暇制度の導入等の

働きかけを行いました。始まった後は実施していませんが、思ったよりは理解はあるように思います。

- ：沖縄の大きな企業も割と前向きに、有給の形をとって、なるべく参加しやすくするような就業規則を設けたりしているところもあると聞いています。制度開始後は、実際の裁判に力を入れているため私たちの働きかけも足りないのですが、参加された候補者の意見として、もう少し会社の理解があればもっと参加しやすくなるのという声があるのも確かです。
- ：裁判員制度を支える土台は民主主義社会ということで、社会全体が支えていく状況になっていくようになる、そういう意味では、個人と裁判所だけではなく、社会の中で組織で支えていくようなことが必要ではないでしょうか。
- ：出席率は技術的なことですが、出席率が上がるためにも、そのようなことが必要ではないかと思います。
- ：成人になる前に教育することは重要なことだと思います。ある病院ではオープンホスピタルということで小学生、中学生に見学させるシステムをもっています。それは何故かという、先のことを考えているためです。人が少なくてなかなかそこまでは対応できないけれども、将来的な人材育成として裁判所を見据えるようなツアーのようなものができればいいと思います。沖縄県では、なかなか具体的なものがでてこないのですが、始めているところもあるので参考にさせていただけたらと思います。それから「審理のわかりやすさ」の問題は私たちも関心があります。手術をするときに、患者さんに説明する場合にも、どうしても専門用語を使ってしまいます。その場合、20代から50代の医師で専門用語を使ってしまいがちなのは若い先生です。むしろ裁判所のほうが用語が難しいと思いますので、裁判官の年代別で、分かりやすさがどのように違うのかどうか興味があるところではあります。おそらく、その辺りのことが重要で、いかに平易な言葉が使える

かが重要だと思えます。そうであれば、もっと関心が持ちやすいのではないかと思います。

○：裁判所でも、年1回夏休みに裁判所親子見学会を開催して小学校高学年から中学生を対象に70人程度が参加して模擬裁判を実施しています。また、事前に、裁判員経験者の声を反映させるための資料があるかというご質問がでておりますが、本日資料として議事録を配布した裁判員経験者の意見交換会の他に、裁判員裁判の終了後に裁判官が裁判員から感想を伺い、それを審理に反映させようということで、法曹三者で定期的に意見交換会を行っています。

●：玄関ロビーでDVDの放映や裁判員裁判のパネルが展示されていますが、法の日週間等に併せてイベントを計画されてはでしょうか。

○：DVDについては、裁判所のウェブサイトでも見るできるようになっています。また、裁判員制度のQ&Aや、精神的な面でのケア等については、裁判所のウェブサイトに掲載されており、アクセスできるようになっています。

●：裁判員が量刑を判断するに当たってどう思っているのか、難しさはないか等の意見はありましたでしょうか。具体的な話があれば教えていただけないでしょうか。

○：評議においてどのくらいの刑にするかということは、一般の方には本当に難しい部分で、今回の事件は凶悪な事件だった、結果が重大だったなどと議論はするのですが、それを数字に置き換えるのが難しいというお話はよく聞きます。そのために資料として使うのは、全国で実施されている裁判員裁判の同じような事例についての量刑の分布表を配って、量刑の幅を把握していただいて、あとは個別事情、その事件特有の事情を考慮して刑を決めていきたいと思いますというように説明しますが、数字、刑を決めるのは難しいという話があります。

- ：全国的に、量刑の部分については、専門的な分野だから外していこうというような流れはありますか。
- ：それは全くありません。難しいのですが、裁判員裁判を導入した趣旨は、裁判官に任せていた量刑が市民が感じる刑とは少し違いがあるのではないかとということで、市民感覚を反映させることにあります。例えば、性犯罪についての量刑などは典型的にその現れだと思えます。難しいけれど、外すという話は聞いていません。陪審制などでは量刑は裁判官が決めますが、量刑判断も行うことにやりがいを感じているというのが今の裁判員経験者の声だと理解しています。
- ：当社の3年目の節目に行った取材・報道で、ごく一部の方ではありますが、量刑について自分たちが判断するのは厳しい、負担に感じるという声もあります。今すぐにとということではないかもしれませんが、経験した方々のアンケートなり声を逐次、綿密に分析していくことが必要だという気がします。
- ：裁判員裁判がこのまま続いていくことによって、市民の間にも量刑感覚が身に付くようになっていかないものかなと思ったりもします。なかなか難しいところだと思います。
- ：守秘義務についても、一部の意見かもしれませんが、裁判官が評議の途中になって守秘義務のことを伝えたり、判決終了後に職員から口頭で説明はあったが文書で守秘義務の説明等が書かれたものを渡されたことはないという話がありましたが、事実でしょうか。
- ：守秘義務についての書面を配ることはしていません。ただ、裁判員6名が選ばれた際に宣誓をしていただきますが、その時に必ず守秘義務の説明をしますし、折に触れ話題になりますので、その度に説明します。
- ：このようなケースはいいですよ、こういうケースはダメですよということをペーパーにするのは難しいのですか。

- ：質問があればその度に答えています。守秘義務についての一般的な説明を書面にすることも考える余地は十分あると思います。
- ：私たちの取材に応じていただいた裁判員経験者の方は、守秘義務は負担だと、どこまで話をしていいのかも含めて、あるいはしていけないのはどの範囲なのか、厳密に考えてしまうと負担ですということをおっしゃっていました。
- ：守秘義務があること自体は皆さん基本的には了解しているのですが、範囲が明確でないという意見はあると思います。それは私たちの説明の足りなさもあるかもしれませんので、考えてみたいと思います。
- ：審理に要した期間は短ければ短い程良いということではなくて、短いから仕方がないと思って決めなくてはいけないと思っている、スケジュールに追われているような感覚がありますが、裁判員の方がそのような感覚をもっていることはないのでしょうか。
- ：那覇地裁においては、検察官や弁護人の協力があって短くなっていますが、事件について実感をもって理解できて、一人一人が責任を持って判断できるようにすることが一番大事なことなので、スケジュール云々ということよりもそちらを大事にするということを当然考えています。それを踏まえつつも、なるべく負担がかからないようにということだと思います。時間に追われながらやるというのは裁判員にとって良くないことなので、被告人にとってもひどい話です。そのようなことが無いようにしています。
- ：裁判員の方が、結論を出すときにもう少し時間が欲しかったと述べていますが、どうでしょうか。
- ：評議について時間が足りなかったとの話は耳にしておりませんが、評決で一人一人の意見を言う際に、もう少し時間が欲しいという話が意見交換会でありましたので、それ以降は時間はとるようにしました。評決にあた

り急いでいた部分もあったのかなと思っています。ただ、その意見を述べられた方は量刑判断の難しい事件を経験された方でありまして、そのようなケースは十分時間をとらないといけないと思いました。

○：今までの裁判官裁判と違って、裁判員に対する説明等、実際に裁判官の負担が増えているはずですよ。かなりの負担だと思います。

○：裁判官のみでやっていたときに比べて説明の時間はかかりますが、説明することで、当然と思っていることをもう一度深く考えてみることになり、裁判官にとっても意味があると思いますので、それを負担だとは思っていません。

(4) 次回期日・テーマの確認

期 日 平成24年10月29日（月）午後2時から午後4時まで

テーマ 本人申立に係る事件の取り扱い等について